

実験動物に対する緊急時の対応について

○ 趣旨・目的

動物実験施設では、研究に不可欠な実験動物を飼養管理し、かつ、実験研究を行っている。動物実験施設の管理運営にあたっては、動物福祉上の配慮、実験精度の確保、地域環境保全への配慮などを行わなければならない。これらの配慮は、有事の際にも継続して行われる必要があり、阪神・淡路大震災(平成7年)及び東日本大震災(平成23年)の教訓を活かし、平時留意すべきこととして以下の事項の配慮を行う。

○ 動物福祉上の配慮

(1) 水源の確保〔優先的に最初に確保すること〕

- ・ 井戸水や貯水を含む水源確保をする。
- ・ 給水ラインの破断防止の措置を講じる。
ポリタンク、ポリビーカー、柄杓などを利用した給水用具を確保しておく。

(2) 汚物処理〔優先的に確保すること〕

- ・ 汚物処理の対象箇所の抽出
- ・ 上記箇所の処理・対応の手段や方法
マスク(通常タイプ、活性炭入りタイプ)、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などの確保。

(3) 飼料の備蓄〔(3)以降、上記二つの案件対処後、状況により対処〕

- ・ 最低1ヵ月分程度の飼料の備蓄をしておく。
(被災状況にも因るが、1ヵ月分程度を備えの基準とする。)
- ・ 飼料は、長期間の室温保存に耐えるものを備えること。

(4) 空調機能の確保

- ・ 季節や気象・天候に応じた、安定した室温の確保を行う。(暑さ対策以上に、寒さ対策に留意が必要)
自家発電装置、家庭用温風器、扇風機、セラミックファンヒーター(灯油タイプ)などがその用具例。また、その燃料(灯油)の安全備蓄も考慮しなければならない。

(5) 飼育架台等の固定

- ・ 揺れに対する懸念箇所・状態の把握とその措置の励行

震度5以上の揺れを想定し、大型飼育装置は床固定式が望ましい。

飼育ラックは、壁固定を心掛ける(二段重ねの棚は上下固定も有効)。その際、飼育ケージ等の落下防止のため棚板に栈をつけることも必要。

○ 地域環境保全への配慮

(1) 動物の逸走の防止

緊急時に実験動物が逸走しないようにするため、以下の配慮を行う。

- ・ 脱出防止装置の付いたケージで飼育する。

- ・ 飼養保管設備内の吸排気口に、金網ロック(窓があれば金網入りガラスを使用)を施す。
- ・ 飼育室入口には、常に十分な高さの鼠返しを取り付けていること。

(2) 地域住民への対応

緊急時に地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明または資料の提供を行う。

○ 災害発生時における体制

実験動物に対する災害対策室を設置し、以下の体制を採る。

- ・ 動物実験委員並びに動物実験責任者、動物実験実施者等で、体制に加わる者を確認。
- ・ 飼養動物及び施設全体の被害状況を把握する。
- ・ 具体的な復旧活動計画を検討する。
- ・ 学内関係者への報告・連絡。

報告事項：(a)人身事故の有無、(b)動物の逸走や被害、(c)建物・設備等の被害、(d)飼養に関するライフラインの状態、(e)物的補給、人的支援の必要性、(f)その他報告として必要な状況や実態

- ・ これら一連の緊急時の対処に関しては記録を録り、ほぼ復旧できたところで、被害内容、採った対応策・措置・処理を報告書にまとめ、学長に提出し、綴る。抽出された課題事項は、解消するよう動物実験委員会及び経営管理局と詰め、具体的な策を講ずる。

なお、平常時において、以下の備えをしておく。

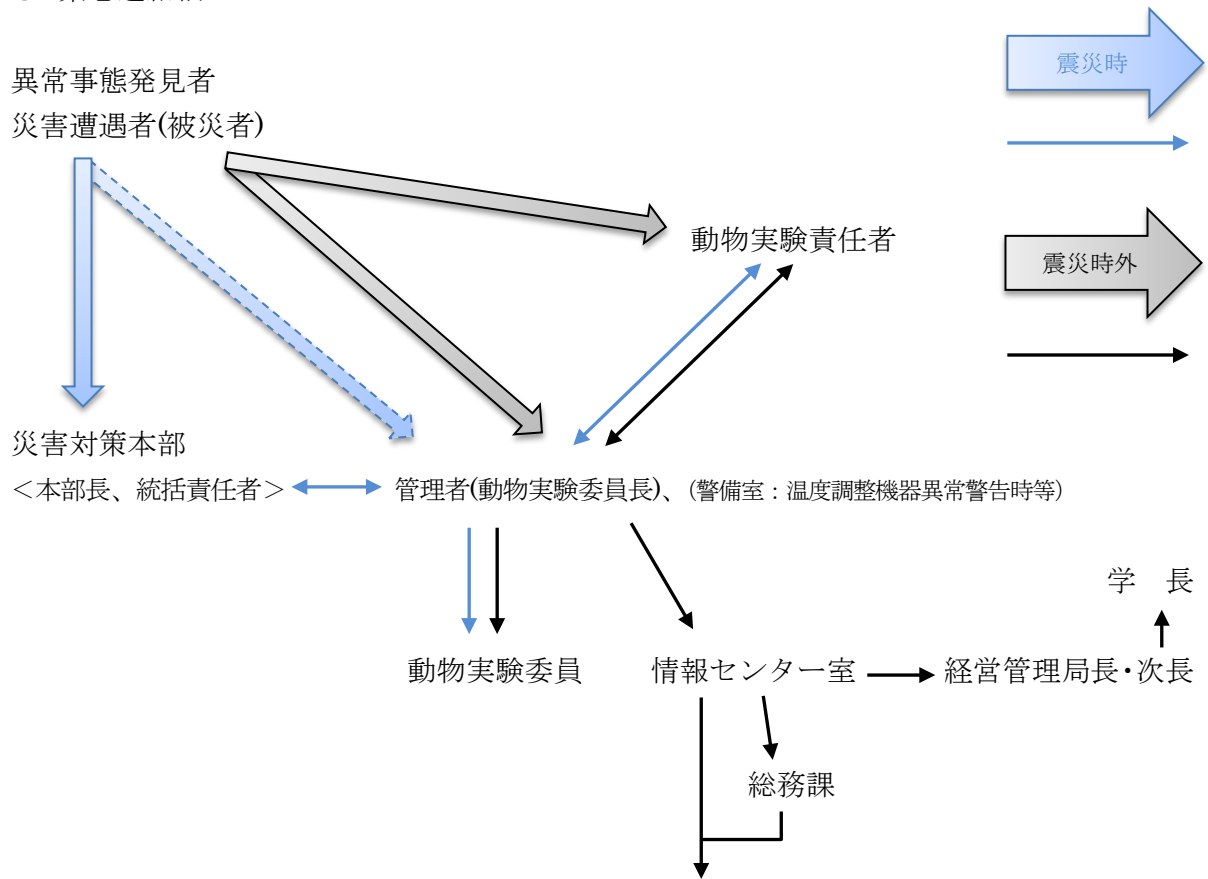
- ・ 災害時の行動マニュアル。
 - 〔 マニュアルは当冊子の他、「[別紙] 動物実験室における災害対応マニュアル」、
「大地震 対応マニュアル」が在る。 〕
- ・ 教職員及び動物実験に関する緊急連絡網の携行。
- ・ ヘルメット、携帯電話、小型ジャッキ、懐中電灯などの備え及び使用点検。
- ・ 緊急時の対応訓練。

○ 災害発生時における措置

災害発生時には、管理者及び実験動物管理者の指揮の下、動物実験責任者、動物実験実施者等は、相互に協力して下記の措置を講じる。

- ・ 飼養保管設備及び実験室の施錠を行う。
実験動物を施設及び学外に逸走させないようにする。
- ・ 実験動物の逸走、死亡の確認を行う。
- ・ 給餌・給水の体制を確保する。
水や飼料の確保が難しく、他の生命維持の方法が採れない場合は、人道的な方法を用いて、安楽死処置を施す。
- ・ 飼養保管設備及び実験室等の復旧を行う。
逸走動物の収容、生死の選別(やむを得ない場合は、安楽死の措置)、給餌・給水体制の確立、動物屍体の処置、飼育室や他のところの清掃及び衛生措置など、順次、復旧活動計画にしたがい復旧作業にとりかかる。

○ 緊急連絡網



行政機関(発生事由に基づく)

- ・大府市消防本部 [☎0562-47-0119(代表)]
- ・東海警察署 [☎0562-33-0110(代表)]
大府幹部交番 [☎0562-46-0022]
- ・知多保健所 環境・食品安全課 [☎0562-32-6211(代表)]
- ・愛知県 [☎052-961-2111(代表)]
- ・大府市 [☎0562-47-2111(代表)]
- ・文部科学省 [☎03-5253-4111(代表)]
- ・環境省 [☎03-3581-3351(代表)]
- ・その他監督官庁

附 則

この行動方針は、平成26年11月1日付けで公示し、運用する。
令和3年4月1日付けで、一部改正する。